

県出資法人の改革に関する意見書

平成24年3月

茨城県出資団体等経営改善専門委員会

茨城県出資団体等経営改善専門委員会委員名簿

委員 長 小濱 裕正（株式会社カスミ 代表取締役会長）

副委員 長 坂本 和重（公認会計士）

岡部 登志子（有限会社きらら館 取締役会長）

木内 敏之（木内酒造合資会社 取締役）

三上 靖彦（株式会社ミカミ 代表取締役）

兪 和（茨城大学人文学部 教授）

渡辺 満枝（株式会社EMMY 代表取締役）

（順不同）

目 次

はじめに	1
(株)つくば研究支援センター・(株)ひたちなかテクノセンター	2
背景（本委員会において平成23年度に 統合を検討するに至る経緯）	
両法人の概要と課題	
統合の効果	
統合に向けた工程表等	
(一財)茨城県住宅管理センター	18
法人の概要等	
法人の現況と課題	
法人の自立化への提言・県の関与からの離脱	
[参考資料]	21
委員会の開催経過	
対象出資団体の概要	

はじめに

経営改善専門委員会においては、平成14年度以降、出資法人の経営改善策や将来方向についての意見書を取りまとめ、出資法人改革に向けた提言を行ってまいりました。

出資法人の改革をめぐるには、平成22年9月県議会県出資団体等調査特別委員会において、出資法人数や派遣職員数等の削減目標が提示されたことや、本年3月に策定が予定されている「第6次茨城県行財政改革大綱」でも出資団体改革が重要課題の一つとして位置付けられる予定であることなど、今後も強い意志とスピード感を持って一層の改革に取り組むことが求められております。

このような中、本年度の審議対象法人として、株式会社つくば研究支援センター、株式会社ひたちなかテクノセンター及び一般財団法人茨城県住宅管理センターを選定しました。

つくば研究支援センターとひたちなかテクノセンターは、それぞれ本県南部と県北臨海部地域において、インキュベーション事業や中小企業の支援、産学官連携による新事業創出等の類似業務を行う産業支援機関であり、本委員会では、平成21年度及び平成22年度にその統合を提言しておりますが、必ずしも十分に進展していないことから、改めて県民の視点から検証を行いました。

また、茨城県住宅管理センターについては、新規設立法人であるものの、設立の経緯や事業の特性、非営利法人としてのあり様の視点から検証し、自立化へ向けた具体策について検討したところです。

本委員会では、これら法人や所管課からのヒアリングを行い、委員による審議を経て、提言を行うものです。

県においては、出資法人改革に残されている時間は少ないとの危機意識の下、この提言を踏まえ、課題を先送りすることなく、具体的な対応策を立案し、不退転の決意で取り組まれることを熱望するものです。

おわりに、熱心に審議に当たられた委員各位に対し、心から感謝申し上げる次第であります。

平成24年3月22日

茨城県出資団体等経営改善専門委員会

委員長 小濱 裕 正

(株)つくば研究支援センター・(株)ひたちなかテクノセンター

背景（本委員会において平成23年度に統合を検討するに至る経緯）

経営改善専門委員会（以下「本委員会」という。）では、県が所管する出資法人55法人について、2年間をかけて審議し、それぞれの将来の改革方向性を検討し、平成22年2月「県出資法人のあり方に関する報告書」として県に提出した。その中で、(株)つくば研究支援センター（以下「支援センター」という。）及び(株)ひたちなかテクノセンター（以下「テクノセンター」という。）については、「(株)つくば研究支援センターは民活法※1により、(株)ひたちなかテクノセンターは頭脳立地法※2により、それぞれの事業を推進するために設立された法人であるが、両者とも類似の業務を行っている。当面県関与は必要であるが、一層の経営合理化の観点から、将来的には統合を検討すべきである。」として、両法人の統合に言及した。

※1 民活法：民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法

※2 頭脳立地法：地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律

さらに、本委員会は、県議会県出資団体等調査特別委員会からの提言などを踏まえ、今後、県が廃止や統合に具体的にに取り組む必要がある法人等として16法人を取り上げ、平成23年1月に「県出資法人改革に関する意見書」として県に提出した。両センターについては、次のとおり統合を再度提言している。

- ・ 両法人は設立関係法令が異なるものの、県内の中小企業の事業創出、企業支援の推進といった類似の事業を行っている。県全体の産業活性化を図るという観点からその目的を明確にしたうえで統合を図るべきである。
- ・ 県は両法人の最大出資者として、株主等関係者に対しイニシアチブを取って統合に向けて理解と協力を得られるよう行動すべきである。

最初の提言に対し、県商工労働部産業政策課（以下「所管課」という。）は、両センターがそれぞれ有する固有の事情を勘案し、本委員会による提言と異なり、事業を継続させることとし、平成22年6月の「県出資法人の将来方向についての基本方針」においてその旨位置づけた。

しかしながら、本委員会の2度目の提言があったことから、所管課も改革の姿勢を見せるべく、平成23年3月の「県出資法人改革に関する意見書」に対する対応方針についてにおいては、両法人参画のもとに、県全体の産業活性化を図るという観点から、統合の可否を含め、統合による産業活性化の効果、統合によるデメリット等について検討するとされ、検討項目として、①統合による支援機能のあり方について、②統合による経営合理化について、③その他 統合にあたっての課題についての3つを挙げたところである。

元々、上記の意見書等を取りまとめる過程で本委員会が行った所管課に対するヒアリングにおいても、株主構成の違いから理解を得ることが困難であるとの主張が頑なに繰り返されてきたが、対応方針としての上記の僅かな記述においてさえ、「統合の可否を含め、統合によるデメリット等について検討する」と記載されていることにも象徴されているように、その後の統合に向けた作業は順調に進んでいるとは認め難い状況である。あまつさえ改革の姿勢すなわちポーズを見せればいいとの思いが、デメリット等を検討するという言葉からもうかがいとることができるのである。

すなわち、本委員会において両法人の統合に関する意見を述べていることが支援センターの取締役会に報告されたのは平成23年4月26日であり、テクノセンターの取締役会に報告されたのは平成22年3月29日と平成23年5月24日である。

その後、上記の対応方針に基づき、両法人参画のもと、同年7月から3回の検討会を開催しているが、統合に向けた課題の検討では、法人の統合は株主にとって大きなメリットがなければ理解は得られないとか、出資者などが地域特性を期待する中で、事業の類似性のみから統合を進めることは、株主の理解を得られない可能性があるとか、組織体制のスリム化は限界があるとか、役員の削減は困難とか、合併反対者が会社法に基づく株式買取請求権を行使した場合に買取りを迫られ経営面で事業継続が困難になるというものであり、およそ「両法人の最大出資者として、株主等関係者に対しイニシアチブを取って統合に向けて理解と協力を得られるよう行動すべき」という本委員会の提言とはかけ離れた姿勢となっている。

テクノセンターは統合に対し前向きに検討する意向と聞いているが、支援センターにあってはまったく消極的であると考えざるを得ない。

後述するとおり、本委員会は、株主構成の違いや株式の買取請求に関しては、株主を説得する余地があるものとする。

支援センターは、常勤取締役3名及び常勤監査役1名の役員構成に対して、プロパーの正職員も同数の4名であり、しかもプロパーの正職員の全員が管理職となっており、極めていびつな組織構成と言わざるを得ない。常勤取締役については、支援センターに出資した株主の中から茨城県及び(株)日本政策投資銀行から各1名が、また、(独法)産業技術総合研究所から1名が継続して選任されており、いわゆる典型的な天下りの受け皿になっている。同様に常勤監査役についても、株主の中から(株)常陽銀行から1名が継続して選任されているのである。

また、役員報酬については、支援センターはテクノセンターと比較して高いものとなっている。

本委員会としては、両センターの事業内容等をより踏み込んで分析・検討することによって、本年度改めて統合に向けた提言を行うものである。

両法人の概要と課題

● 株式会社つくば研究支援センター

[法人の状況]

(法人の概況)

- 本店所在地 茨城県つくば市千現2丁目1番6

- 株式等の状況
 - ・ 資本金 2,800百万円
 - ・ 株主の状況 平成23年3月31日現在で72者であり、うち茨城県が持分比率18.33パーセントで第1順位、他は全て民間71者である。

- 役職員の状況（平成23年7月1日現在）
 - ・ 役員18人（常勤取締役3人、非常勤取締役12人、常勤監査役1人、非常勤監査役2人）

常勤取締役は、県退職者1名、日本政策投資銀行退職者1名、(独法)産業技術総合研究所退職者1名で、常勤監査役は、(株)常陽銀行退職者1名である。
 - ・ 職員21人（正規7人、嘱託9人、臨時職員5名）

正規職員は、プロパー4名(男性1名、女性3名)、県派遣2名、(株)常陽銀行からの出向者1名で、委嘱コーディネーターは6名である。

(沿革)

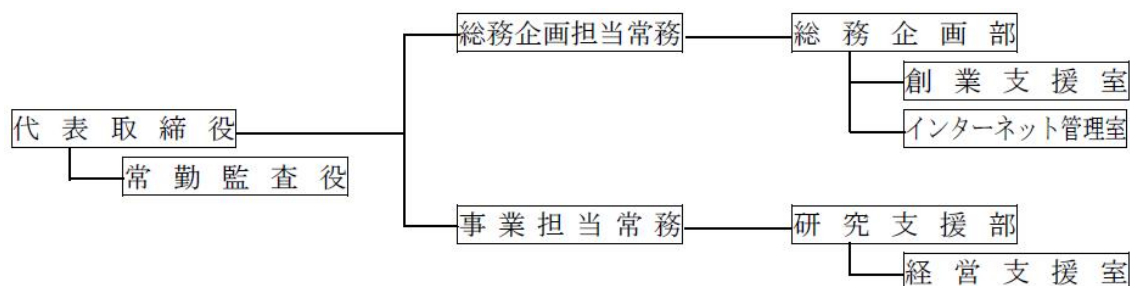
- 昭和63年 1月 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「民活法」という。）第2条第1号の研究開発・企業化基盤施設（リサーチコア）として認定
- 昭和63年 2月 創立総会，設立登記（資本金2,800百万円）
- 平成 元年 6月 施設竣工
- 平成15年 4月 つくば創業プラザ竣工

(施設等)

- 施設の概要と利用状況

18,320.26㎡の敷地内に延床面積9,919.63㎡の建物6棟と県の公の施設であるつくば創業プラザ1棟を配置し、施設提供事業として、オフィススペース、試験研究室、大型実験室、テクノホールの賃貸、インキュベーション事業及びつくば創業プラザの指定管理業務の用に供している。

○ (株)つくば研究支援センターの組織



支援センターの組織は、上図のとおり総務企画部と研究支援部で構成され、総務企画部では、施設提供事業、インキュベート事業、つくば創業プラザの指定管理業務、入居企業に対する支援業務を分掌している。

研究支援部では、研修・交流事業、情報提供事業、競争的研究資金獲得の支援など産学官連携・経営支援等の推進業務を分掌している。

人員構成は、総務企画部は部長1名、次長2名、課長1名、嘱託職員3名及び臨時職員2名の合計9名、研究支援部は次長2名、課長1名、嘱託職員6名、臨時職員3名の合計12名からなっている。

総務企画部長は研究支援部長を兼務しており、研究支援部の次長1名は研究支援部経営支援室長及び総務企画部の次長を兼務している。また、総務企画部の別の次長1名が創業支援室長を兼務し、総務企画部の残る1名の次長1名がインターネット管理者を兼務している。総務企画部の課長は、創業支援室の室員を兼ねている。

研究支援部の課長は、経営支援室の室員と総務企画部の創業支援室の室員及びインターネット管理室の室員を兼ねている。

[事業内容]

(施設提供事業)

貸室及び研修室の賃貸に係る管理業務であり、入居希望者の募集、賃料の設定、施設維持管理からなり、支援センターの特徴として、インキュベーションマネージャーとコーディネーターが連携して専門家によるアドバイスを行う入居者サービスが付帯している。

また、貸室にはシェアードオフィス（29.5㎡の部屋6室を3分割及び6分割したもの）14ルームが含まれ、創業期のベンチャー企業に対しスペースを提供している。

◆ 施設入居状況 (平成23年3月31日現在)

施設	区分	貸室数	入居室数	入居率
自社施設		107	99	92.5%
つくば創業プラザ		24	18	75.0%
計		131	107	81.7%

また、研修室・大小ホール等の貸室業務については、面積は703㎡であり、平成

22年度の利用件数は709件で対前年比10.8%の増となった。

(つくば創業プラザの指定管理事業)

指定管理者として、平成18年度から平成22年度まで、及び平成23年度から平成27年度までの各5年間、つくば創業プラザ（県の公の施設）の管理運営を行っている。なお、つくば創業プラザは平成15年度に竣工したが、オープンから平成17年度までの管理運営についても、支援センターが受託した。

指定管理者として行っている業務は、利用者の管理業務、つくば創業プラザの維持管理等であり、施設提供事業に極めて類似している。

(受託事業等)

○ 平成22年度の受託事業等の概要

国の競争的研究資金確保により産学官連携事業を推進し、つくばの技術シーズの提供やコーディネーターによるマッチング等により新事業創出を推進するなど、国及び県等の施策と連携して事業を展開している。また、会社経営に関する講座等を開催すると共に、会計・労務等に関する相談や研究人材情報等を提供し、創業や新分野進出を支援している。

○ 受託事業等の損益

法人の事業のうち施設提供事業を除いた受託事業、ISOセミナー、会員への情報提供等の過去3か年度の損益の状況は、売上総利益、営業損益、経常損益ともに赤字であり、3か年の増減は、増加から減少しており、逓増あるいは逓減といった一定の動きではない。

◆ 過去3年間の受託事業等の損益の状況

科目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
売上総損益金額	△21,889	△26,801	△26,051
営業損益金額	△50,393	△64,428	△48,643
経常損益金額	△50,459	△64,881	△48,643

[課題]

① プロパー職員の確保

プロパー職員4名は、40歳代後半から50歳代前半と年齢が近接しており、今後とも企業としての継続性を確保するためには、20歳代や30歳代のプロパー職員を新たに採用することが必要となっている。

② 施設設備の老朽化等

- ・ 築後 22 年を経過し施設設備の老朽化が進行しており今後計画的に大規模修繕を実施する必要がある。また将来の建替に向けた資金の積立てが必要である。
- ・ これまで積極的な修繕を実施することで施設の価値を確保してきたが、新規開業のオフィスビルに対抗するためには、今後ともグレードの高い施設として建物の価値を確保し、時代に対応した設備の導入も重要である。

③ 競合施設の増加

つくばエクスプレス沿線の東葛テクノプラザなど競合施設に対抗し入居企業の定着や新規入居企業の確保を図るため、設備投資等による快適な環境の提供と併せ、入居者サービスの充実等を図ることが重要である。

④ 受託事業の赤字削減

受託事業等は、事業に携わる正規職員等の人件費の一部等間接的な経費が受託事業収益により負担しきれないことから、恒常的な赤字体質となっている。

しかし、受託事業等に対する支援センターの役割からすれば、赤字の全額を支援センターが負担している現状が、必ずしも良いとは言い切れない。なぜならば、受益者に対して応分負担を求めれば、結果として支援センターの負担が軽くなり、より多くの中小企業に対して、事業受託の機会をより提供することが可能になるためである。受託事業遂行による経済的メリットが受託企業に帰属することを考慮すれば、応分負担を求めることは、容認されるべきものである。

したがって、現状の負担形態は、特定の事業者にのみメリットを与えることになっており、望ましいものではない。

● 株式会社ひたちなかテクノセンター

[法人の状況]

(法人の概況)

- 本店所在地 茨城県ひたちなか市新光町38番地

- 株式等の状況
 - ・ 資本金 100百万円
 - ・ 株主の状況 平成23年3月31日現在で26者であり、うち茨城県が持分比率41.20パーセントで第1順位、他に(独法)中小企業基盤整備機構、ひたちなか市外6市村及びひたちなか商工会議所を合わせた公共セクターの持分比率は62.53パーセントである。その余は民間16社である。

なお、テクノセンターは、平成17年度に減損会計を導入した結果、多額の累積損失を有していたが、平成22年8月に無償減資を行い、資本金の額を4,126百万円から100百万円にし、累積損失2,302百万円を解消した。その差分1,724百万円については資本準備金に計上している。

- 役職員の状況(平成23年7月1日現在)
 - ・ 役員21人(常勤取締役2人、非常勤取締役16人、常勤監査役1人、非常勤監査役2人)

常勤取締役は、県退職者1名、(株)日立製作所退職者1名で、常勤監査役は、(社)茨城県公害防止協会退職者1名である。
 - ・ 職員27人(正規8人、嘱託18人、臨時職員1名)

正規職員は、プロパー女性2名、県派遣3名、ひたちなか市からの出向者1名、(株)常陽銀行からの出向者1名、契約社員1名で、嘱託18名は委嘱コーディネーターである。

(沿革)

- 平成 2年 8月 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、水戸・日立地域集積促進計画が承認
- 平成 2年10月 創立総会、設立登記(資本金4,126百万円)
- 平成 9年 6月 施設竣工

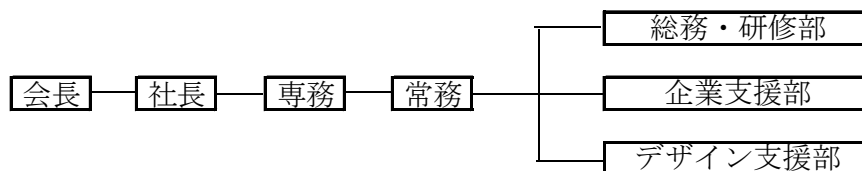
(施設等)

- 施設の概要と利用状況

24,237㎡の敷地内に延床面積10,137㎡の建物3棟を配置し、施設提供事業として、貸室(オフィススペース)、研修室、会議室の賃貸及びデザイン事業の用に供

している。貸室については、企業の成長段階に応じ、「研究開発室」，「スモールオフィス」，「創業準備オフィス」を提供している。

○ (株)ひたちなかテクノセンターの組織



テクノセンターの組織は、上図のとおり総務研修部と企業支援部とデザイン支援部で構成され、総務研修部では、研究開発室等賃貸事業、人材育成事業、入居企業に対する支援業務を分掌している。

企業支援部では、多様なネットワークを活用した地域産業の活性化に資するよう、地域企業の成長分野や新分野への進出、J-Parcによる産業振興、競争的研究資金獲得などに資する支援事業を分掌している。

デザイン支援部では、法人が県から受託した茨城県デザインセンター業務を分掌し、中小企業のデザイン活動の総合的な支援機関として県内中小企業の産業デザイン活動を総合的に支援するとともに、いばらきデザインフェアを開催し、優れたデザインの商品や活動をPRしている。

人員構成は、総務研修部は部長1名、次長1名、課長1名、職員2名、契約社員1名、嘱託職員1名及び臨時職員1名の合計8名、企業支援部は課長1名、課長代理1名及び嘱託職員14名（うち非常勤嘱託職員13名）の合計16名、デザイン支援部は嘱託職員3名からなっている。

企業支援部長は常務取締役が兼務しており、デザイン支援部については、対外的にデザインセンターと標榜する場合のデザインセンター長は総務研修部長が兼務しているが、内部的なデザイン支援部長のポストは嘱託職員が占めている。

[事業内容]

(研究開発室等賃貸事業)

貸室、研修室及びホールの賃貸に係る管理業務であり、入居希望者の募集、賃料の設定、施設維持管理からなり、テクノセンターの特徴として、コーディネーターとインキュベーションマネージャーが技術面、経営面で支援を行い、茨城県デザインセンターの活用が無料でできる入居者サービスが付帯している。

貸室の面積は5,337㎡、54室であり、平成23年3月31日現在では、49社4,931㎡が入居して、入居率は92.4%となっている。

なお、上記の貸室の面積には、創業準備オフィス（100㎡の部屋に10ブースを設置）は含まれていない。

◆ 施設入居状況 (平成23年3月31日現在)

施設 \ 区分	募集面積	入居面積	入居率
研究開発室	4, 587	4, 197	91.5%
公的機関	550	550	100.0%
スモールオフィス※1	200	184	92.0%
計	5, 337	4, 931	92.4%
創業準備オフィス※2	78	78	100.0%

※1 スモールオフィス：ベンチャー向け、※2 創業準備オフィス：新規創業者向け

また、研修室・ホール等の貸室業務については、面積は622㎡であり、平成22年度の利用件数は228件で対前年比30.3%の増となった。

(受託事業)

○ 平成22年度の受託事業の概要

国の競争的資金確保により産学官連携事業を推進し、多様なネットワークを活用した県北臨海部の技術シーズの提供やコーディネーターによるマッチング等により新事業創出を推進するなど、国及び県等の施策と連携し、地域の活性化を図る事業を展開している。また、職業訓練に関する講座等を受託すると共に、デザインの視点から県内中小企業の事業活動を支援している。

○ 企業支援事業等の損益

法人の事業のうち研究開発室等賃貸事業を除いた企業支援事業、人材育成事業、デザイン支援事業の過去3か年度の損益の状況は、売上総利益、営業損益、経常損益ともに黒字であり、3か年の増減は逡増傾向で、概ね順調である。

◆ 過去3年間の企業支援事業等の損益の状況

科目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
売上総損益金額	24, 264	27, 702	33, 437
営業損益金額	3, 693	9, 130	22, 449
経常損益金額	3, 693	9, 130	22, 449

[課題]

① プロパー職員の確保

プロパー職員2名は、30歳代後半及び40歳代後半と年齢が近接しており、また、管理職は派遣職員が占めており、今後も県及び民間からの派遣が絶対的に必要である反面、民間、県ともに職員を派遣することは厳しい状況であり、プロパー職員の新規採用による後継者育成が課題となっている。

② 施設設備の修繕，更新

自社所有の建物及び器具備品については，築後14年が経過し経年劣化が進んでいることから今後大きな修繕や設備投資が予想されており，これらに要する資金を確実に確保する必要がある。

統合の効果

〔統合の必要性（委員会の考え方）〕

両センターは、いずれも県内の中小企業の事業創出や企業支援の推進という類似事業を行っており、県全体の産業活性化を図る観点からも、現状の目的・機能を維持・発展させて統合を図ることが必要である。

〔統合に向けての課題〕

○ 株主構成の違い

支援センターは72の株主から成り立っており、うち公共は茨城県のみで、他は民間企業という状況である。民活法の趣旨からしても当然と言えば当然の株主構成であるが、持分比率が高いのは茨城県18パーセントと(株)日本政策投資銀行15パーセントであり、他は3.57パーセント以下と低い率である。

一方のテクノセンターは26の株主から成り立っており、うち公共は茨城県、(独法)中小企業基盤整備機構、ひたちなか市外周辺5市村及びひたちなか商工会議所で、公共全体での持分比率62パーセントである。民間企業で持分比率が高いのは(株)日立製作所の13.57パーセントであり、他は4.85パーセント以下である。

株主数の違いがあるものの、テクノセンターの民間企業の16株主中半数以上の10者が支援センターにも出資している状況である。

支援センターの設立発起人株主は11者であるが、このうちテクノセンターに出資していない者は8者で、持分比率の合計は31.07パーセントである。これらの者をはじめ、両法人共通の出資者ではない株主の理解と協力を得ることが統合に向けての課題として認識されている。

両センターは、第三セクターとして設立された株式会社であり、単に営利のみを追求することを目的として設立された法人ではない。すなわち、設立の根拠法はなくなってしまっているものの、法人設立の趣旨が継続して実現されるか否かが株主にとっての最重要事項であると考えられる。本委員会では、現状の目的・機能は維持しての統合を提言するものであり、その意味において何ら株主の利益を損なうものではなく、ましてやそれを維持・発展させようとする統合であることから、両センターが熱意と誠意をもって、株主に説明することにより、株主の理解は得られるものと考えられる。

○ その他の課題

統合に向けては、新設合併とするのか、吸収合併とするのか、持株会社方式を採用するのか等の統合の手法であったり、役員の数削減、職員の処遇などさまざまな課題は想定されるところである。

所管課及び両センターが参画した統合に関する検討会においては、合併比率について株主の理解が得られないとか、統合が困難だとするなどデメリットを強調する意見が殆

どである。受託事業等部門の赤字については、赤字で事業を継続するのが第三セクターの使命であると正当化し、統合に関しては、株主の意向に配慮すべきと主張して営利企業である株式会社を前面に出して反論する。両センターは、第三セクターとしての株式会社であって、株主も単にキャピタルゲインや配当期待権等のために出資したものではない。このことを前提として、統合を考えることが重要である。

同検討会においては、合併に反対する株主からの株式買取請求を受けて経営的に事業継続が困難になるとの意見が支配的である。立場を変えて考えると、現状の目的・機能を維持しての統合であり、株主の大部分が少数株主に過ぎない現状において、株主が株式買取請求を行うということは、株主が現状において両センターの事業を継続することの必要性がもはやないと判断していることに他ならないと考える。

ちなみに、テクノセンターの民間の株主16のうち10は両法人共通であり、テクノセンターのみに出資する民間の株主6の持分比率は現状でも2.42パーセントが1社のみで、他は1パーセントを下回っているのである。

同様に、支援センターの民間の株主71のうち10は両法人共通であり、支援センターのみに出資する民間の株主61の持分比率は現状でも3パーセント台が3社、2パーセント台が1社、1パーセント台が3社であり、他は1パーセントを下回っているのである。

両センターのこのような株主分布からも、両センターが真摯に株主に統合の必要性と設立時の目的・機能を維持・発展させるための統合であることを説明すれば株主の理解は得られると考える。

[統合により期待される効果]

○ 総合的でトータルな県内中小企業とベンチャー企業に対する支援

両センターともに類似業務を行っているが、現状ではこれら相互の連携、分担が適切に実施されているか疑問である。

県民サービスの向上と産業支援策の効果的実施という視点からは、両センターが現状以上に事業展開や組織の活性化、資源の共有等を図るとともに、提供サービスの面的広がりが必要とされている。このようなニーズに対応するためにも、両センターが統合し、さまざまな面で統合によるシナジー効果を発揮し、創業や新事業創出を支援することが求められている。

すなわち、類似業務を集約化するとともに、両法人が提供する各種支援が一元的に展開される体制となることで、企業の研究開発から事業化までの発展段階に応じたきめ細かな支援が面的広がりを持って可能となるものである。

○ 創業に役立つ県内産業拠点の情報の迅速かつ機動的な全県への提供

支援センターが立地する「つくば」は、筑波大学や(独法)産業技術総合研究所をはじめ

めとする国等の研究機関31(全国の約3割)及び民間企業の研究所260が立地し、研究者約2万人が勤務するなど大学や公的研究機関が集積し、世界有数の研究開発拠点を形成しているが、これは昭和55年に概成した筑波研究学園都市の建設という大規模開発事業の賜物である。

一方のテクノセンターを中核的な事業運営主体と位置付ける水戸・日立地域集積促進計画は、水戸市、日立市、ひたちなか市、常陸太田市、那珂市、常陸大宮市の一部及び東海村を対象地域とするものであるが、この地域は、戦後の高度経済成長の過程で、(株)日立製作所及び関連企業を中核とする電気機械及び一般機械の加工組立型の2業種の集積が進んだものであり、また、東海村には、政策的に原子力関連施設の誘致が進められ集積を見ている。

支援センターはつくば開発による恩恵を享受して事業を行っており、テクノセンターは民間セクターを含むひたちなか開発等による恩恵をさらに高度化するミッションを負っている点で違いはあるものの、いずれも公共、民間による開発がもたらす利益に関わっている点では共通である。しかしながら、両センターの事業の展開が、現在、ほぼ地域限定的であることから、その開発利益の還元が、県内の一部に向いてしまっていることも事実である。

本来、県としての産業振興の視点からは、地域的に生じた開発利益であっても、全県的な波及が望まれることは言を俟たない。

両センターの統合は、つくば周辺の県南地域やひたちなか周辺の県北臨海部地域に主として存する情報・事業等の全県的な波及に資するものである。

○ 事業内容の向上、新分野への進出及び得意分野の拡大と充実

支援センターでは、プロパー職員4名全員が管理職であることから多くの職を兼ねて事務事業を遂行せざるを得ない状況で、赤字の受託事業等の一つである戦略的基盤技術高度化支援事業に関しては管理法人業務の依頼が多く、人的体制の充実が課題となっている。このような状況に対処するためには、従前からの嘱託職員の雇用により対処する方法では限界に達し、職員1人当たりの事務作業の負担が増加して、サービスレベルの維持が困難になり、早晚職員の技術力の低下が表面化して問題となることが予見される。もとより、長期に渡り法人に固定的な費用負担をもたらすプロパー職員の採用は、将来に向けて法人の収入の安定が担保されていないと支援センター自身が判断していることから困難であり、法人にノウハウが定着しにくい環境にある。

もはや現在のような各事業にひも付きで嘱託職員を雇用する運営には限界があると考えられる。今後プロパー職員を雇用し、各事業で人件費を賄うような予算編成に変更する必要があると考える。具体的には、受託事業の受益者に応分負担を求め、それで捻出

した資金によりプロパー職員を採用することなどが考えられる。

統合することにより、時期的な繁忙期のズレにより、両センターで人のやりくりが可能になるとともにスケールメリットにより新たなプロパー職員の採用も現状よりも可能になり、サービス水準の向上・ノウハウ等の伝承が可能となる。

○ 市町村との関係強化

支援センターは、設立にあたり民間活力の導入が標榜されたものであり、市町村からの出資はない状況である。しかし、つくば市が設置するつくば市産業振興センターの入居企業への支援業務を受託するなど、資本的關係はないものの地元つくば市とは一定の連携が図られている。

テクノセンターは、ひたちなか市をはじめ近隣7市村からの出資があり、地元市村は出資を通じた関与があるほか、ひたちなか市は、ひたちなか市産業活性化コーディネーター配置事業、ひたちなか市ものづくり中小企業緊急支援事業などを委託している。株主である市村との関係を尊重し、また、損なうことがないように最大限その実施事業に配慮することが重要である。

統合により、全県的な産業支援機関となることで現状の特定の市村との連携のみならず、県内各市町村にも働きかけることが可能となることから産業振興策と有機的に連携する可能性が高まる。

○ 県等の補完業務の効率的推進

成長産業振興プロジェクト事業は、県が平成22年度から支援センターに委託したもので、県が成長4分野として位置付けた環境・新エネルギー、健康医療機器、食品、次世代自動車について研究会を設置して、大手企業等との交流促進、技術シーズの紹介セミナー等を開催し、成長分野への進出を促進している。しかし、成長4分野のうち、次世代自動車に関しては、支援センターからテクノセンターに再委託されている。

また、平成22年度中途に緊急雇用事業として創設されたベンチャー企業等人材育成支援事業については、県から両センターに委託され実施されている。

このような事務事業については、統合により効率的な推進が期待できる。委託する側の事務事業の効率化にも資するものである。

○ ワンストップサービスの実現

統合により、両センターが行う類似業務の担当部門が一元化されることから、県内企業にとっては、ワンストップで一貫したサービスを受けることができ、分かりやすく利用しやすい産業振興の拠点となることが期待できる。

○ 産学官交流をより強力に推進

つくば市周辺では科学技術に関するシーズがあり、ひたちなか市周辺には産業技術に

関するシーズが存在する。それらが統合により社内に共有され、産学官との橋渡しの幅が科学技術と産業技術の融合等による研究開発の推進にまで広がり、つくばからひたちなかへ、ひたちなかからつくばへと、たすき掛けの情報交流が緊密になされることで、県内全域の企業における新事業の創出が加速され、新たな雇用創出が期待できる。

○ 執行体制の総合化・効率化

統合により、より効率的な執行体制の確立を図るとともに、お互いの強みを生かして時代の要請を担う総合的な産業支援サービスを遂行することが期待できる。

○ 重複事業の調整による管理費の削減

統合により、重複事業を整理することで職員及び人件費の削減が期待できる。また、役員についても、常勤役員削減が期待できる。

○ 安定経営

以上のような統合の効果が発揮されることで、プロパー職員の確保が図られ、組織内部にノウハウの蓄積ができることで、安定的な経営に寄与することが期待できる。

統合に向けた工程表等

○ 統合に向けた工程表の作成

所管課及び両法人を交えた統合に関する検討会における検討は、上記の統合により期待される効果を真摯に検討したものと認め難い。

そのため、本委員会としては、統合に向けた次のポイントを含む工程表を両法人を交え県において平成24年度までに策定のうえ、平成28年度までに両センターの統合を完了する必要があると考える。

- ・ 内部検討の結果取りまとめ
- ・ 事務的な統合方針の決定
- ・ 両法人の連携に向けた取組
- ・ 事業計画の融合化と同一の事業の実施
- ・ 同一の代表者の就任
- ・ 第三者的な検討会議の設置と基本的な準備事項の取りまとめ
- ・ 法人における決議
- ・ 早期の統合実現

なお、上記工程表の策定後も、その進捗状況について、定期的に本委員会に報告することを求めたい。

さらに、本委員会としては、上記工程表の策定が、平成24年度中になされない場合

又は策定された上記工程表の内容が不十分であると認める場合には、本委員会の関与の下で、所管課が作業を担当し、県による上記工程表が策定されることを求めたい。

○ おわりに

支援センターもテクノセンターも、中長期的に見れば、プロパー職員が少なく派遣職員や嘱託職員が多いので、いずれは人的に行き詰まるのは明白である。さらに施設の老朽化に伴う新たな設備投資の問題もある。現状では、単独でプロパー職員を雇用することはリスクが大きすぎ、一方、プロパー職員を固定化しては法人としての持続性が担保できないというジレンマがある。

そのため、両法人の統合について、所管課と法人により真摯かつ速やかな検討が進められ、着実な準備を経て早期の実現が図られるとともに県全体の産業活性化に寄与することを期待したい。

(一財)茨城県住宅管理センター

法人の概要等

[設立及び自立化を求める背景]

一般財団法人茨城県住宅管理センター（以下「センター」という。）は、つくば地域の国家公務員宿舎，独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）が建設した集合住宅及び県営住宅の管理を担うことを目的としてURと県の出資で設立された財団法人茨城県住宅管理協会（以下「協会」という。）から，県営住宅管理部門を分離・独立する形で，県のみの出捐により平成22年4月1日に設立された法人である。

分離・独立に当たって，県は県営住宅管理部門における剰余金相当額約4億65百万円を協会から寄附を受け，それを全額センターに出捐した。なお，指定正味財産である基本財産を3百万円とし，残余の金額は一般指定正味財産として預金で保持されている。

なお，新規に設立されたセンターは，初年度である平成22年度から県営住宅とその共同施設の指定管理業務を県から受託し，順調なスタートをきって現在に至っている。

平成22年 3月	県が県営住宅及び共同施設の指定管理者として指定 (ただし，県営住宅管理業務の前指定管理者である協会の指定期間の残期間である平成22年度のみ)
平成22年 4月	一般財団法人として設立登記 県営住宅の指定管理業務を開始
平成22年11月	県が県営住宅及び共同施設の指定管理者として指定 (平成23年4月1日から平成28年3月31日まで，つくば市内及びつくば市以外の指定)

県の指定管理業務を受託したことから，経験則からしても，また，事業計画上もセンターの経営は指定管理業務受託期間においては，安定的に推移することが見込まれている。職員も協会から引き継いだ者であることから，県営住宅の管理業務の実務には精通しており，経営基盤は確立されつつある。

このため，本委員会においては，平成23年1月の県出資法人改革に関する意見書においてセンターの県出捐金相当額の残額約4億62百万円から立ち上げ支援相当額を控除した額は県へ寄附することを検討すべきとした。これに対しては，今年度末を目途に，センター内に検討委員会を設置し，県出捐金のうち立ち上げ支援以外の部分の県への寄附方針を決定する方向で対応している。

[概要]

センターの主な業務は、県営住宅の管理事業（入退去業務、収納業務、駐車場管理、修繕）及びその付随事業（汚水処理施設の維持管理など）である。

平成22年度の総事業費は、約15億38百万円であり、県の指定管理に係る受託収益がそのうち約15億47百万円である。

また、平成23年7月1日現在の役職員数は、役員7名（うち常勤1名）、職員42名（うちプロパー13名、嘱託職員25名、臨時職員4名）であり、県派遣職員はいない。

法人の現況と課題

[出捐継続の妥当性]

現在のセンターの業務は、県営住宅の管理事業であり、公募が原則とされる業務であることに鑑みれば、県が出捐者として積極的にセンターの運営に関わる必要性は薄く、何らかの対応策を検討することが急務である。

[財務状況]

設立初年度の平成22年度決算を見ると、黒字となっており、また、センターによる平成23年度から平成27年度までの5年間の収支予算見込みでも、毎年度の収支差額はほぼ均衡する見込みとなっている。

法人の自立化への提言・県の関与からの離脱

[県からの出捐金相当額の返還]

センターの経営の安定の条件が満たされた以上、センターが設立時に県から受け入れた出捐金のうち一般正味財産である預金として保持している出捐金相当額の残額約4億62百万円から立ち上げ支援相当額約11百万円を控除した額については、何らかの目的をもって継続保持する必要性は希薄な状況となっている。

センターにおいても、出捐金相当額の残額約4億62百万円から立ち上げ支援相当額約11百万円を控除した額の県への寄附を予定している。

また、センターでは、出捐金相当額の残額約4億62百万円から立ち上げ支援相当額約11百万円を控除した額のうち50百万円については、経営が安定し、金融機関からの信用力を得るまでの間、当座の運転資金として保持したいとし、それについては、平成24年度から平成27年度まで、各年度均等額を寄附する予定である。

したがって、県の財政状況が悪化していることを踏まえれば、県はセンターに対して、平成24年5月までに、出捐金相当額の残額約4億62百万円から立ち上げ支援相当額約1

1 百万円及び当座の運転資金 5 0 百万円を控除した額の寄附並びに当座の運転資金相当額 5 0 百万円についても平成 2 4 年度から平成 2 7 年度までの間に各年度均等額を寄附することを予定どおり実施するよう求めるべきである。

[県の関与からの離脱]

センターの実施事業については、民間でも十分に担い得る事業であることから県が関与する必要性は薄く、センターは、県から自立して自主的に運営すべきである。そのために、センターは、県の出資団体としての県関与から離れ、一般財団法人としての範疇で経営されるべきと考える。

本委員会は、県に対して「出資法人等の経営評価及び運営指導に関する指針」（平成 1 4 年 8 月制定）に照らし、かつセンターに県からの派遣職員がないことを踏まえ、次の 2 点を早急に行うことを提案する。

①「センターに対し、指定正味財産として保持されている基本財産相当額 3 百万円を寄附することを求めること」

かつ

②「センターが、県の基本財産としての出資額が基本財産全体の 2 5 パーセント未満になるように、内部留保から基本財産を自己で積み増すか、あるいは内部または外部からの出捐を募ること」

以上の点についても平成 2 4 年度中に速やかに実行を図られたい。

委員会の開催経過

第1回 平成23年12月 2日（金）
・対象法人・所管課ヒアリング
・法人のあり方等の協議

第2回 平成23年12月22日（木）
・対象法人・所管課ヒアリング
・法人のあり方等の協議
・意見書骨子について

第3回 平成24年 1月10日（火）
・意見書のとりまとめ

対象出資団体の概要

株式会社つくば研究支援センター・

株式会社ひたちなかテクノセンターの概要 ----- 23

一般財団法人茨城県住宅管理センターの概要 ----- 28

(株)つくば研究支援センター・(株)ひたちなかテクノセンター

■ 本委員会の統合に向けた提言等

◎ 第5次茨城県行財政改革大綱における出資団体改革

県においては、平成7年以降5次にわたり行財政改革大綱を策定し、現行の「第5次茨城県行財政改革大綱」（推進期間：平成21年度～平成23年度）では、出資団体改革を大きな柱の一つと位置づけて、出資団体の一層の経営健全化に向けた取組みを徹底するため、新たに法人の将来方向について、事業の必要性、効率性、県関与の必要性等を検証のうえ、「廃止」、「統合」、「自立化・民営化」及び「存続」の視点で改めて分類し見直しを進めることとした。

◎ 平成22年2月「県出資法人のあり方に関する報告書」

本委員会では、平成20年度から2か年にわたり、第5次茨城県行財政改革大綱における4つの視点での見直しなどを踏まえ、主として県内で活動する出資法人等全てを対象に将来の改革方向性を検討し、平成22年2月4日に廃止8法人、統合7法人、自立化・民営化10法人を内容とする「県出資法人のあり方に関する報告書」を県に提出した。

「県出資法人のあり方に関する報告書」における出資法人等の将来方向（抜粋）

分類	法人名
統合を求める法人 (7法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)茨城県農林振興公社 ・(社)茨城県穀物改良協会 ・(社)園芸いばらき振興協会 ・茨城県道路公社 ・(財)茨城県建設技術公社 ・(株)つくば研究支援センター ・(株)ひたちなかテクノセンター

◎ 平成22年6月「県出資法人の将来方向についての基本方針」

県では、「県出資法人のあり方に関する報告書」を踏まえ、平成22年6月11日に、法人の将来方向に対する基本的な方針として、「県出資法人の将来方向についての基本方針」（以下「基本方針」）を決定し、その中で(株)つくば研究支援センター及び(株)ひたちなかテクノセンターを含む次の法人については、法人の有する固有の事情を斟酌し、本委員会による提言と異なり、事業継続とされた。

◎ 平成22年9月茨城県議会「県出資団体等調査特別委員会」の最終報告書

県議会県出資団体等調査特別委員会は、最終報告において指導対象となる出資団体数について平成29年度までに概ね30団体程度にすることとし、県は、削減目標の達成に向けて最大限の努力をすべきと提言している。

項目	平成21年度	目標	
		平成25年度	平成29年度
県出資団体数	55団体	40団体程度 (△15)	30団体程度 (△10)

◎ 平成23年1月「県出資法人改革に関する意見書」

本委員会は、平成22年度、県議会県出資団体等調査特別委員会の最終報告書などを考慮し、今後、県が廃止や統合に具体的に取り組む必要がある法人等として16法人を選定し、平成23年1月25日、「県出資法人改革に関する意見書」を提出した。その中で、(株)つくば研究支援センター及び(株)ひたちなかテクノセンターについては、次のとおり統合に言及した。

- ・ 両法人は設立関係法令が異なるものの、県内の中小企業の事業創出、企業支援の推進といった類似の事業を行っている。県全体の産業活性化を図るという観点からその目的を明確にしたうえで統合を図るべきである。
- ・ 県は両法人の最大出資者として、株主等関係者に対しイニシアチブを取って統合に向けて理解と協力を得られるよう行動すべきである。

◎ 平成23年3月「県出資法人改革に関する意見書」に対する対応方針について

県は、本委員会の「県出資法人改革に関する意見書」を踏まえて検討を行い、平成23年3月10日に「県出資法人改革に関する意見書」に対する対応方針についてを決定した。

(株)つくば研究支援センター及び(株)ひたちなかテクノセンターについては、両法人参画のもと、県全体の産業活性化を図るという観点から、統合の可否を含め、統合による産業活性化の効果、統合によるデメリット等について検討するとされ、検討項目として、①統合による支援機能のあり方について、②統合による経営合理化について、③その他 統合にあたっての課題についての3つが挙げられた。

◎ 平成23年度経営評価の結果

県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成15年茨城県条例第3号）第8条第4項の規定に基づく平成23年度経営評価の結果、(株)つくば研究支援センター及び(株)ひたちなかテクノセンター共に「概ね良好」であった。

しかし、経営評価の総合的所見においては、両法人の統合に向け県の積極的な取組を求めている。

■ (株)つくば研究支援センターの株式保有者の状況（平成23年3月31日現在）

氏名又は名称	所有株式数（株）	持分比率（%）
【公共】		
茨城県	10,267	18.33
公共合計	10,267	18.33
【民間】		
(株)日本政策投資銀行	8,400	15.00
(株)常陽銀行, 東京電力(株) 外3社	2,000	3.57
三井化学(株)	1,600	2.86
(株)筑波銀行, (株)日立製作所 外2社	1,000	1.79
三菱レイヨン(株)	800	1.43
三井造船(株), 三菱商事(株) 外19社	600	1.07
東北電力(株) 外5社	400	0.71
三井住友海上火災保険(株)	250	0.45
東京海上日動火災保険(株) 外2社	240	0.43
関彰商事(株), 日立電線(株) 外21社	200	0.36
三菱化学(株) 外2社	100	0.18
日油(株)	60	0.11
武藤賢治	3	0.01
民間合計	45,733	81.67
合計	56,000	100.00

■ (株)つくば研究支援センター 経営指標等の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
売上高（千円）	553,086	597,295	571,448
営業損益金額（千円）	42,044	14,867	26,656
有価証券運用益(千円)	△ 1,416	△ 1,336	214
経常損益金額（千円）	41,845	13,881	27,097
当期純損益金額(千円)	23,116	7,089	5,937
1株当たり利益（円）	413	127	106
減価償却費（千円）	49,710	49,786	49,723
総資産（百万円）	3,240	3,206	3,217
投資有価証券（千円）	7,050	5,713	5,928
純資産（百万円）	2,910	2,917	2,923

■ (株)つくば研究支援センター 財務状況

◎ 平成22年度貸借対照表の模式図

(百万円)

流動資産	665	流動負債	124
		うち短期借入金	59
有形固定資産	2,531	固定負債	170
うち建物・構築物	1,081	うち長期借入金	12
無形固定資産	1	純資産	2,923
投資その他の資産	20	うち資本金	2,800
うち投資有価証券	6	うち利益準備金	123

■ (株)つくば研究支援センター 財務予測

◎ 予想キャッシュフロー計算書

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
税引後当期利益	7,680	7,696	11,207	8,654	9,079	8,727	6,806	5,897	7,322	8,209	8,844
減価償却費 現存他	50,807	39,028	38,489	37,876	37,263	37,200	36,185	35,637	35,506	34,276	33,470
" 空調	0	1,923	8,846	13,846	13,846	13,846	13,846	13,846	13,846	13,846	13,846
" その他増	0	0	0	0	0	0	4,500	9,000	9,000	9,000	9,000
退職給与引当金繰入	1,977	3,822	2,122	2,147	2,172	2,172	2,172	1,800	1,800	1,800	1,800
" 支払 2人								△ 27,041			
設備投資 空調(耐年13年)		△ 50,000	△ 130,000								
" 受変電設備等(15年)							△ 120,000				
" 中央監視装置等(15年)							△ 15,000				
借入金			65,000								
借入 空調設備資金			65,000								
返済 政策投資銀行	△ 4,400	△ 4,400	△ 4,400	△ 3,200	0	0	0	0	0	0	0
" 空調資金				△ 6,500	△ 6,500	△ 6,500	△ 6,500	△ 6,500	△ 6,500	△ 6,500	△ 6,500
資金収支	56,064	△ 1,931	△ 8,736	52,823	55,860	55,445	△ 77,991	32,640	60,974	60,631	60,460
期首現預金残高 見込	392,584	448,648	446,717	437,982	490,805	546,665	602,110	524,118	556,758	617,732	678,363
期末現預金残高 見込	448,648	446,717	437,982	490,805	546,665	602,110	524,118	556,758	617,732	678,363	738,824
参考 敷金返却資金	122,990	122,990	122,990	122,990	122,990	122,990	122,990	122,990	122,990	122,990	122,990

※売掛債権、受入敷金、貸倒引当金等の増減が無いことが前提

※法人税等については、実際の支払い時期ではなく、実行税率で計算した法人税等を計上

■ (株)ひたちなかテクノセンターの株式保有者の状況 (平成23年3月31日現在)

氏名又は名称	所有株式数 (株)	持分比率 (%)
【公共】		
茨城県	34,000	41.20
(独法)中小企業基盤整備機構	12,000	14.54
ひたちなか市	4,400	5.33
東海村	400	0.48
水戸市, 日立市	200	0.24
常陸太田市, 那珂市	80	0.10
常陸大宮市	40	0.05
ひたちなか商工会議所	200	0.24
公共合計	51,600	62.53
【民間】		
(株)日立製作所	11,200	13.57
(株)常陽銀行, 東京電力(株)	4,000	4.85
日立電線(株)	2,400	2.91
日本原子力発電(株)	2,000	2.42
(株)筑波銀行, 日立化成工業(株)	1,600	1.94
関彰商事(株)	1,200	1.45
日立工機(株)	800	0.97
茨城県信用組合	600	0.73
日本興亜損害保険(株)	440	0.53
三井住友海上火災保険(株)	360	0.44
東京海上日動火災保険(株)	240	0.29
茨城県ソフトプラザ協同組合	200	0.24
(株)損害保険ジャパン	180	0.22
(株)ケーシーエス	100	0.12
民間合計	30,920	37.47
合計	82,520	100.00

■ (株)ひたちなかテクノセンター 経営指標の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
売上高 (千円)	343,762	351,882	352,174
営業損益金額 (千円)	36,396	15,708	31,656
有価証券運用益(千円)	0	0	0
経常損益金額 (千円)	50,228	26,063	41,486
当期純損益金額(千円)	48,829	24,977	5,017
1株当たり利益 (円)	592	303	61
減価償却費 (千円)	53,161	54,009	54,177
総資産 (百万円)	2,382	2,249	2,151
投資有価証券 (千円)	459,395	514,226	411,766
純資産 (百万円)	1,804	1,832	1,835

■ (株)ひたちなかテクノセンター 財務状況

◎ 平成22年度貸借対照表の模式図

(百万円)

流動資産	483	流動負債	210
うち有価証券	101	うち短期借入金	132
有形固定資産	1,257	固定負債	106
うち建物・構築物	932	うち長期借入金	43
無形固定資産	1	純資産	1,836
投資その他の資産	412	うち資本金	100
うち投資有価証券	412	うち資本剰余金	1,724
		うち利益準備金	5

■ (株)ひたちなかテクノセンター 財務予測

◎ 予想キャッシュフロー計算書

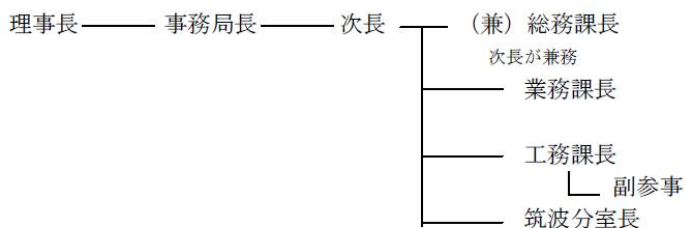
年度(翌年3月末)	予算	第3次中期経営計画								
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
当期純利益	21,325	10,042	22,966	57,605	34,341	30,694	17,539	2,080	23,076	20,757
減価償却	54,561	49,239	29,494	65,499	95,898	91,948	105,589	109,039	101,718	101,718
借入返済	131,500	42,500	0	0	0	0	0	0	0	0
設備投資	63,400	0	0	440,000	486,000	0	130,000	8,000	0	0
資金収支	△119,014	16,781	52,460	△316,896	△355,761	122,642	△6,872	103,119	124,794	122,475
期初資金	771,774	652,760	669,541	722,001	405,105	49,344	171,986	165,114	268,233	393,027
期末資金	652,760	669,541	722,001	405,105	49,344	171,986	165,114	268,233	393,027	515,502

前提条件

- ①募集面積は第3次中計作成時と同様5,306㎡
- ②駐車場・PBX等は23年度予算26,735千円を採用
- ③24年度以降の人材は3,000千円の新規受託を見込む
- ④26・27年度に受託事業は戦略的基盤技術高度化推進事業等で各年度10,000千円ずつ増加させる
- ⑤営業費用の①～⑥以外の部分⑦は25年度の93,435千円を採用

(一財)茨城県住宅管理センター

■ 組織及び事業内容



■ 経営指標等

区 分	平成22年度
経常収益 (千円)	2,039,783
経常外収益 (千円)	0
有価証券運用益 (千円)	0
経常費用 (千円)	1,538,179
経常外費用 (千円)	0
一般正味財産増減額(千円)	480,309
指定正味財産増減額(千円)	3,000
減価償却費 (千円)	2,758
総資産 (百万円)	783
投資有価証券 (千円)	0
正味財産 (百万円)	483,309

■ 財務状況

◎ 平成22年度貸借対照表の模式図

(百万円)

流動資産	765	流動負債	291
基本財産	3	固定負債	9
その他固定資産	15	正味財産	483
		うち指定正味財産	3

■ 財務予測

◎ 予想キャッシュフロー計算書

(単位:千円)

指定管理者	指定管理者(第2回)					指定管理者(第3回)予定					合計
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
I 事業活動収支の部											
事業活動収入合計	1,440,139	1,440,139	1,440,139	1,440,139	1,440,139	1,440,139	1,440,139	1,440,139	1,440,139	1,440,139	14,401,390
事業活動支出合計	1,440,136	1,440,136	1,440,136	1,440,136	1,440,136	1,440,136	1,440,136	1,440,136	1,440,136	1,440,136	14,401,360
事業活動差額	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
II 投資活動収支の部											
投資活動収入計	7,942	7,407	6,376	7,496	7,584	7,584	7,584	7,584	7,584	7,584	74,725
投資活動支出計	7,942	7,407	6,376	7,496	7,584	7,584	7,584	7,584	7,584	7,584	74,725
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期収支差額	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30

■ 一般財団法人に対する県の関与の特例

県では、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例(平成15年茨城県条例第3号)を制定し、当該条例に基づき、出資法人等の経営評価及び運営指導に関する指針(以下「指針」)を策定している。

指針の目的においては、出資法人等は、地域振興や県民生活の向上など多様な行政目的を実施する上で重要な役割を担っていることから、県が出資法人等に適切に関与することにより、その経営の健全化に努め、これらの行政目的の効率的かつ効果的な達成を図っていく必要があるとしている。

一方、県では、組織及び経営上、十分に自立化し県関与の必要性が薄れた公益財団法人、一般財団法人及び特例民法法人については、自立・独立した運営を進めるため、平成22年2月26日に指針の一部を改正し、一定の場合に指導監督の対象から除外する内容を追加した。

具体的には、次の要件すべてに該当する場合は、指導監督基準の適用範囲から除外するとしたものである。

- 基本財産における県出資金の割合が4分の1未満であること。
- 県からの派遣職員が存在しないこと。
- 県からの財政的関与(競争入札による委託契約を除く)がないこと。
- 県出資金相当額を寄付として返還していること。

なお、出資金相当額の返還については所管部(局)長が総務部長に事前に協議するとともに寄付受入の結果を報告することとしている。

かかる特例的な措置は、非営利法人については株式会社における株式の譲渡のような制度はなく、一度県が出捐すればその事実は残り続けるため、県の指導監督の必要性がなくなった財政的・人的関与の薄い法人について、出捐金相当額を県に寄附することにより出資の引き揚げを擬制して、指導監督の対象から外す取扱いを可能としたものである。